

事務連絡
令和元年6月21日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成30年度療養給付費等交付金における
退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額の変更について

日頃より、国民健康保険制度の円滑な実施にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成30年度概算療養給付費等交付金における退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額は、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）より、平成30年4月23日付「平成30年度退職者医療概算交付金の額の決定について」により通知されたところです。

今般、当該調整対象基準額等の算出方法について療養給付費等交付金の確定に伴う所要の整理を行ったところ、当該調整対象基準額等の合計額が変更となりました。

つきましては、下記の通り、概要及び変更額等をお知らせいたしますので、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 概要

退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額については、平成30年度に必要とされる額から平成28年度の精算額を加算（又は控除）して算出することとなります。

当該精算額の算出に係る確定額については、当初、都道府県毎のデータに各都道府県の退職被保険者等所属割合を乗じて得た額としていましたが、概算額と同様に、市町村毎のデータに各市町村の退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を積み上げた額とすることとしました。

2 変更額等

変更前後の調整対象基準額等の合計額については、支払基金より令和元年6月21日付「平成30年度療養給付費等交付金の退職被保険者等に係る調整対象基準額等の合計額の変更について」により通知します。

3 問い合わせ先

本件についての照会は、下記連絡先へお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

(1 についての照会)

厚生労働省 保険局 国民健康保険課 調整係
電話番号 03-5253-1111 内線 3263

(2 についての照会)

社会保険診療報酬支払基金 退職者医療・介護保険部 退職者医療課交付金係
03-3591-7501 ダイヤルイン 464・465・466

以上